

北上市告示甲第62号

北上市一時保育事業実施要綱（令和2年北上市告示甲第75号）の一部を次のように改正し、令和6年10月1日から施行する。

令和6年10月1日

北上市長 八重樫 浩文

| 改正前  | 改正後                |
|--|--------------------|
| (費用の負担)<br>第9 [略]<br><u>2 前項の規定にかかわらず、利用する児童の属する世帯が生</u><br><u>活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護世帯であ</u><br><u>るときは、無料とする。</u> | (費用の負担)<br>第9 [略]  |
| 様式第1号（第6関係）<br>[略]   | 様式第1号（第6関係）<br>[略] |
| [略]  | [略]                |
| 児童の保育にあたって特に<br>注意が必要なこと   | [略]                |
| 生活保護の状況  |                    |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。   |                    |